

# 福島県立会津支援学校児童生徒後援会会則

## 第1章 総則

- 第1条 この会は、福島県立会津支援学校並びに同竹田校に学ぶ児童生徒の社会参加・自立への活動を援助し、あわせて同校教育への理解啓発を進め、特別支援教育充実のための後援を目的とする。
- 第2条 会員は、この会の趣旨に賛同する個人会員及び団体会員をもって組織する。
- 第3条 この会の事務局は、会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地の福島県立会津支援学校内に置き、校長を事務局長とし、教職員をもって事務局を組織する。
- 第4条 第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。
- 1 児童生徒の社会参加・自立への活動援助
  - 2 特別支援教育への理解及び会員啓発の研修
  - 3 特別支援教育に関する調査、研究に関する助成
  - 4 その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第2章 役員

- 第5条 この会に、次の役員を置く。
- |    |     |     |    |
|----|-----|-----|----|
| 会長 | 1名  | 副会長 | 3名 |
| 理事 | 若干名 | 監事  | 2名 |
- 第6条 役員は、次の方法により選出する。
- 1 会長、副会長、監事は総会で選出する。
  - 2 理事は、総会に諮り会長が委嘱する。
- 第7条 役員の任務は、おおむね次のとおりとする。
- 1 会長は、会の総括、会議招集、事務執行
  - 2 副会長は、会長の補佐、会長代行
  - 3 理事は、会議議決、事務執行・協力
  - 4 監事は、会計・事業の監査
- 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第9条 この会に顧問を置く。
- |    |     |
|----|-----|
| 顧問 | 若干名 |
|----|-----|
- 1 顧問は、会長からの諮問に応じ協力する。
  - 2 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

## 第3章 会議

- 第10条 総会は年一回、理事会は随時、ともに会長が招集する。  
総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数で決定する。
- 第11条 この会は、総会において出席者の過半数の賛同を得て改廃することができる。

## 第4章 会計

- 第12条 会の運営費は、会費、寄付金及び負担金によるものとする。
- 1 会費 個人会員 年額 一口1,000円以上  
団体会員 年額 一口5,000円以上
  - 2 寄付金
  - 3 負担金 毎年5月1日現在在籍する児童生徒が在住する市町村に一人2,000円を申請する。
- 第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第5章 補則

- 第14条 この会に、次の簿冊を備える。  
会員名簿 役員名簿 会議録 会計簿 その他必要な簿冊
- 第15条 この会則について必要と思われる条項については、会長が細則を定め理事会に諮り、執行することができるものとする。

### 付 則

- 1 この会則は、平成4年6月15日より施行する。
- 2 この会則は、平成5年5月18日より施行する。
- 3 この会則は、平成6年5月25日より施行する。
- 4 この会則は、平成18年5月22日より施行する。
- 5 この会則は、平成19年5月25日より施行する。
- 6 この会則は、平成25年5月27日より施行する。
- 7 この会則は、平成28年5月23日より施行する。
- 8 この会則は、平成29年5月22日より施行する。